

◇ 条例文(案)

いせはら市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例(案)

いせはら市民活動サポートセンター条例（平成21年伊勢原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

第5条第1項中「午後9時30分」を「午後5時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事前に利用の申出がある場合は、午後8時30分まで開館することができる。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

◇ 新旧対照表(案)

いせはら市民活動サポートセンター条例新旧対照表(案)

現 行	改 正 案
第1条～第3条 (略) (休館日)	第1条～第3条 (略) (休館日)
第4条 センターの休館日は、 <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u> とする。	第4条 センターの休館日は、 <u>次のとおり</u> とする。
	(1) <u>日曜日</u>
	(2) <u>1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</u>
2 (略) (開館時間)	2 (略) (開館時間)
第5条 センターの開館時間は、午前9時30分から <u>午後9時30分</u> までとする。	第5条 センターの開館時間は、午前9時30分から <u>午後5時</u> までとする。 <u>ただし、事前に利用の申出がある場合は、午後8時30分まで開館することができる。</u>
2 (略)	2 (略)
第6条～第14条 (略)	第6条～第14条 (略)
別表 (略)	別表 (略)